

雨水貯留浸透施設の管理実施計画書

年 月 日

千葉県知事

住 所：
設 置 者： 印
連絡先(tel)： 担当者()
(※外部委託を行っている場合)
住 所：
管理受託者：
連絡先(tel)： 担当者()

特定都市河川浸水被害対策法第3条により特定都市河川流域の指定を受けた流域において、
法第30条「雨水浸透阻害行為の許可」に基づく対策工事として設置した雨水貯留浸透施設第35条「雨水浸透阻害行為の協議」
透施設の機能を十分に発揮・維持させるため、次のとおり管理を実施します。

第1条 この管理実施計画書における雨水貯留浸透施設は、雨水浸透阻害行為による流出雨水量の増加を抑制することを目的とした

- 雨水を一時的に貯留するための雨水調整池です。(基)
- 雨水を一時的に貯留するための雨水貯留施設です。(基)
- 雨水を浸透させるための雨水浸透施設です。
(浸透ます 基、浸透トレンチ m、浸透槽 基)
- その他浸透施設 ()

第2条 雨水貯留浸透施設の所在は次のとおりです。

- (1) 千葉県.....
- (2) 千葉県.....

第3条 施設の所有者は、施設の存続期間中、施設内外の点検ならびに必要な応じて清掃、修繕工事等を行い、施設の維持管理に努めその機能を維持します。

第4条 施設の所有権を第三者に譲渡するときは、この維持管理実施計画書の各条項について、譲渡する者に承継します。

2 雨水貯留浸透施設のうち、雨水調整池と雨水貯留施設については、あらたに管理実施計画書を作成し、知事へ届け出るものとします。

第5条 雨水貯留浸透施設の機能を損なうおそれのある行為を行う場合には、法第39条の規定に基づく許可を得るものとします。

第6条 施設の所有者は、雨水貯留浸透施設の標識を保全します。万が一、標識が破損している場合は標識の設置者に連絡します。